

資料番号	15
------	----

令和5年6月22日
課名 土木建築局道路河川管理課
担当者 課長 宮津
内線 3884

広島県水防計画の修正について

1 要旨

広島県水防計画について、河川における基準水位の暫定運用の終了等を踏まえ、令和5年5月31日に広島県水防協議会の承認を得て、改定した。

2 現状・背景

広島県水防計画は、水防法に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際して、水防管理団体(市町)が行う水防が十分に行われることを目的として定めている。

毎年度、計画に関連する事項について変更等があった場合、広島県水防協議会の承認を得て必要な修正を行っている。

3 修正の概要

(1) 計画期間

—

(2) 修正に当たっての考え方

河川における基準水位の修正等を踏まえ、所要の修正を行う。

(3) 主な修正箇所

ア 広島県水位の観測、通報及び公表に係る修正

(7) 基準水位の修正

基準水位を設定している県管理河川のうち、二級河川野呂川水系野呂川、一級河川芦田川水系吉野川及び一級河川江の川水系多治比川について、河川改修工事の完了等に伴い、基準水位を修正した。

(4) 基準水位の暫定運用の終了

平成30年7月豪雨により重大な被害が生じた12河川13観測所において、平成30年7月から警戒レベルを引き上げた基準水位で暫定運用を開始しており、災害復旧状況等を踏まえ、適宜、暫定運用を終了している。

このたび、復旧工事が完了したことから令和5年6月1日から天井川(沼田東)観測所の暫定運用を終了した。

イ 危機管理型水位計及び河川監視カメラの増設

令和4年度までに洪水時に特化した「危機管理型水位計」101箇所の整備を完了した。

また、河川の様子や増水の状況を画像として提供できる「河川監視カメラ」について123箇所を設置を完了し、運用を開始した。

ウ 水防車輛（排水ポンプ車）の追加配備

県有排水ポンプ車について、令和2年度までに西部建設事務所（1台）、東部建設事務所（2台）及び東部建設事務所三原支所（1台）に配備している。

令和5年度には西部建設事務所呉支所及び北部建設事務所に1台ずつを配備して、運用を開始した。

エ その他の主な修正箇所

項目	修正内容
水防管理団体一覧表（別表第3）	消防団員数の異動
重要水防箇所及び対策表等（別表第6）	重要水防箇所の変更
気象台が発表する警報・注意報の連絡系統図（別表第8）	伝達方法の変更に伴う時点修正
洪水予報の種類等と発表基準（国）等（別表第9～10）	洪水予報等発表基準等の変更による
太田川水系洪水予報伝達系統図等（別表第11）	洪水予報等発表基準等の変更による
洪水予報の実施区間等付表基準地点及び基準水位（別表第12～13）	氾濫する可能性のある水位の変更
国土交通省所有水位観測所（別表第23）	氾濫注意水位等の変更
県内主要ダム概要（別表第26）	野呂川ダム操作規則の修正
水防施設・備蓄資材一覧表（別表第28）	備蓄資材数量の時点修正、水防パトロール車の変更

※カッコ内の様式については、水防計画における様式を示している。

(4) 根拠法令

水防法第7条第1項

4 参考

令和4年度広島県水防計画について

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1213860055348.html>)